重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー ・補償、ハンタ―補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象 となる方全員にご説明ください。
- ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項

ご加入前におけるご確認事項 Ι

<u>1 商品の仕組み</u> 📳

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とな る方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約 する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や 基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特 約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件として います。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につき ましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対 象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入 を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等 📳 🗥



基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支 払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット 等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはその ご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されていると きには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象と なる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれ か一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補 償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討 ください*2。

- ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品 特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費 用補償特約●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約
- ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費 用補償特約
- *1 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー 補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以 外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居 から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったと き等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定 (智)



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの 中からお選びいただくこととなります。タイプについての 詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保 険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、 金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insuranceportal.html)等をご確認ください。

<u>5 保険期間および補償の開始・終了時期</u>





ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期について は、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料について は、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法 翻 🚑



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金 🔮

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

\mathbf{I} ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する 重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上 日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容 が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご 加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項について は「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっ ては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。 お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商 品によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償 を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となり ます。

[告知事項・通知事項一覧]

- ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項
- ①総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等*1が告知事項かつ通知事項(☆)*2となります。 他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容についても告知 事項(★)となります。

②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等*1、公的医療保険制度*4が告知事項かつ通知事項(☆) となります。

生年月日、他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容につ いても告知事項(★)となります。

- ③総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償) 他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容が告知事項 (★)となります。
 - *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
 - *2 管理下中のみの傷害危険補償特約、交通事故傷害危険のみ補償特約を セットされる場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。
 - *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払 責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある 場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けが できない場合があります。
 - *4 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

2 クーリングオフ (機能)



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人 🟭



傷害保険では原則死亡保険金は法定相続人にお支払しますが、本契 約では企業等の災害補償規定等特約を付帯し法人(契約者)を死亡保 険金受取人に指定いただきます。法人を死亡保険金受取人に指定する にあたり必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意が必要であり、本 保険の対象となる常勤役員・非常勤役員の同意をいただいた上でご契 約ください。また、法人契約特約を付帯し、後遺障害保険金、入院保険金、 手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人にお支払 いします。同意の確認書類として別添の「災害補償規程」「保険金受取 人指定に関する周知事項等確認書」「被保険者代表者確認書」「傷害保 険契約締結に関する通知」を必ず加入依頼書の添えてご提出ください。

ご加入後におけるご注意事項

<u>1 通知義務等</u> 🔛

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更 が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありま す。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする 商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない 場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義 務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》ま でご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、<u>あらかじめ</u>《お問い 合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前 にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者で なくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険 期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがあります ので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡 をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、そ の旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき 👚 🚵



- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計 算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあり ます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解 約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料か ら既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よ りも少なくなります。
 - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保 険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあり ます。
 - *1 解約日以降に請求することがあります。
 - *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約 🟭



総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補 償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の 対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続 きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内 容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願 いいたします。

4 満期を迎えるとき 📳

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- ▶保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断 りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- ●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等 を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が 適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新 できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。 したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なる ことがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求 忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不 明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。 なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。 更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふ りがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂 正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容について もあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》まで ご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反 映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契 約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご 加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い 🎎



- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する 個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグ ループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約 の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商 品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記 ①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別 な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に より、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定さ れています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業 務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険 金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、 他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用 すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社 の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共 同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、 国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手 続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るた めに、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含み ます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ

(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホーム ページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故 招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払 を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象と なる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況に ついて一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確 認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

<u>2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について</u>

- ●総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター 補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入につ いて、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、そ の保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効にな ります。
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関 係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京 海上日動はご加入を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があ ります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な 場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に 関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があり ます。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》 までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等 🏭



- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の 支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契 約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容 ごとに下表のとおりとなります。

| | 保険期間 | 経営破綻した場合等のお取扱い |
|--|------|---|
| | 1年以内 | 原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経 過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%)まで補償されます。 |
| | 1年超 | 原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率 等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。 |

<u>5 その他ご加入に関するご注意事項</u>

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に 基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務 を行っております。



したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約に ついては東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- ●加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、 必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、 保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京 海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

-般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施 基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

20570-022808





IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

| 引受保険会社 | 引受割合 | | |
|----------------|------|--|--|
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 81% | | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 14% | | |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 5% | | |

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

500 0120-720-110

受付時間:24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202203

<2022年10月1日以降始期契約用>

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、<u>パンフレット</u> 等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - □保険金をお支払いする主な場合
 - □保険期間
 - □保険金額、免責金額(自己負担額)
 - 口保険料 保険料払込方法
 - 口保険の対象となる方
- 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。 万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正 してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容につい て誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで ご連絡ください。

確認事項

- □ <u>加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」</u>欄は正しくご記入いただいていますか?
 - ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。
- 〇職種級別Aに該当する方:

「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方

- 〇<u>職種級別Bに該当する方</u>:
- 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、 「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)
- ※管理下中のみの傷害危険補償特約をセットしている場合には、 確認不要です。
- □ 加入依頼書の「<u>他の保険契約等」</u>欄は正しく告知いただいていますか?
- 3. **重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?** 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、
- *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。